

文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言(案)の概要 説明

1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等(第2章 1. 2.)
2. 地域移行における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築のスケジュール(第2章 3.)
3. 地域における文化施設の確保方策(第4章)
4. 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について(第10章)
5. 参考資料
文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)の概要

※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成
文化部活動の地域移行に関する検討会議提言については8月上旬にとりまとめ予定

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)の概要

※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成

1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等(第2章)

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、 文化芸術団体等 (地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等)、 学校関係の組織・団体 (地域学校協働本部や保護者会等)も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設 の他、地域の 社会教育施設、文化施設等 も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日 について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを 基本 とする。 地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築 するなどもあり得る。 市町村において 、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。 <令和4年度から令和6年度の取組を例示>

2. 地域移行における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築のスケジュール(第2章 3.)

<令和4年度取組例>

- ・児童・生徒・保護者のニーズや教師の意向をアンケート等で把握する。
- ・協議会を設置しニーズを踏まえ検討を進める。
- ・各市町村において、必要な経費や人員等を検討・措置する。
- ・各市町村において、兼職兼業の運用の考え方を整理する。

※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言
(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成

<令和5年度取組例>

- ・休日の文化部活動に関し、当該地域の実情に適した地域移行の取組を開始する。
- ・次年度以降の環境の構築に向けて必要な経費や人員等を引き続き検討・措置する。
- ・参加資格の緩和等を行った大会等を開始する。

<令和6年度取組例>

- ・地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実を本格的に進め、生徒にふさわしい活動を着実に増加させていく。

3. 地域における文化施設の確保方策(第4章)

2. 円滑な学校施設の利用促進とその管理の在り方

地域移行に協力しようとする多様な団体等が学校施設を円滑に利用できるよう、協議会を設立し、様々な団体向けの利用ルール等を策定することや、指定管理者制度や業務委託の活用など学校の負担なく利用の割当の調整を行う仕組みを設けることなどが必要である。

4. 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について(第10章)

※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言
(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成

- ・目標時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実には一定の時間を要することから、**令和5年度の休日の文化部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途**とすることが考えられる。
- ・国は、この目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改訂し、休日の文化部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を文化部活動の改革集中期間として位置づけ、すべての**都道府県において**、休日の文化及び文化部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた**推進計画を策定**し、それを基に**各市町村においても推進計画を策定**することを規定することが適当である。

5. 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)の概要 ※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成

文化部活動の意義と課題	意義	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。 ○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。<生徒数:昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数:令和3年84万人> ○休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導:平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増> ○地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。
	これまでの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月):学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月):令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る ○中教審や国会等:「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。 ○文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に、生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成、さらには地域社会を豊かにすることにつながる。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。 ○地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など) 	

5. 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)の概要 ※文化庁 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)7月25日をもとに京都府教育委員会で作成

改革の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする ○目標時期:令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標 ○平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進 ○地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む ○地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進 ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識 				
	課題への対応	新たな文化芸術環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体 ・生徒の状況に適した機会を確保 	大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会主催者に対し、地域の団体等の参加も認めるよう要請 ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援
		文化芸術団体等、指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供 ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討 ・指導者資格の取得や研修の実施の促進 ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク ・指導者の確保のための支援方策の検討 	会費や保険	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮する家庭への文化芸術活動に係る費用の支援方策の検討 ・スポーツ安全保険が、災害給付と同程度の保証となるよう要請
		活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定 ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進 	学習指導要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討 ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価 ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい